平成２８年（フ）第６２８号
大阪府豊中市中桜塚５丁目22番15―302号
債務者　日野原　学
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３６号
大阪府守口市寺方錦通３丁目１番12―207号
債務者　中村　勝一
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８４号
大阪市住吉区千躰２丁目７番17―706号、前住所大阪市西成区松３丁目５番５号
債務者　岡本　和也
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８６号
大阪市城東区古市２丁目１番３―707号
債務者　森井　文夫
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８９号
大阪市東淀川区小松３丁目17番９号
債務者　森田　裕二
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９１号
大阪市西淀川区福町２丁目３番19―706号
債務者　岸本亜佑美
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番13号ソーシャルコート恵美須西清月、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目34番１号
債務者　石橋　正孝
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９９号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―1103号
債務者　西松ツギ子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７００号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番23号　ＫＡＮＥＳＨＩＲＯ豊里マンション101号
債務者　藤岡　秀實
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市東富井845番地１ＶＥＮＴ－ＶＥＲＴ　Ｂ棟203
債務者　北谷　伸幸
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
山形県米沢市万世町堂森772番地　フレンディーＫＡＺ―205号室
債務者　比佐　　学
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１３２４号
埼玉県戸田市笹目１丁目30番地の11　こうちコーポＡ－５号室
債務者　田部井一幸
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６６号
埼玉県上尾市上町２丁目12番８号　加藤コーポ202
債務者　浅井　清子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
埼玉県川口市芝中田１丁目２番１号　クレール川上205号
債務者　村岡　朋尚
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
埼玉県戸田市大字新曽1002番地　ウオブンビル402号室
債務者　志村　　博
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
埼玉県幸手市北１丁目６番39号　アリス幸手第１・202、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町宮代３丁目４番４号　栗原方
債務者　花田　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地７―305
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係